

令和3年12月27日（月）  
午後1時30分  
議会棟5階 第2委員会室

# 教育委員会定例会 追加議案書

傍聴人  
閲覧用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第40号 職員の懲戒処分について

議案第41号 職員の懲戒処分について

署名人

高須教育長

玉井委員

議案第40号

職員の懲戒処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第6号の規定により、別紙のとおり懲戒処分を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和3年12月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第29条第1項各号の規定により懲戒処分として1か月間給料の10分の1を減給する。

令和3年12月28日

寝屋川市教育委員会



総人第 2548 号

令和 3 年 12 月 24 日

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



### 職員の懲戒処分について

職員の処分に関し、寝屋川市職員人事審査委員会に付議したところ、同委員会から、当該審査の結果に基づき、下記のように報告があったので、その旨を報告します。

#### 記

次のように処分することが適当である。

懲戒処分 減給 10 分の 1 (1 か月)

寝屋川市立第二中学校 XXXXXXXXXX

#### [処分の理由]

結果的に被害がなかったとはいえ、公道に釘をまき散らすという迷惑行為を行ったことは、一步間違えれば重大な危害を加えかねない、人としてあるまじき行為であり、断じて見過ごすことはできない。

当該職員の行為は、明らかに市民との信頼関係を損ない、公務に対する信用を失墜させるものである。



# 報 告 書

令和3年12月22日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市職員人事審査委員会  
委員長 市川 克美

職員の処分に関し、当審査委員会が令和3年12月22日に会議を開き審査した結果は、下記のとおりです。

## 記

次のように処分することが適当である。

[案件1] 寝屋川市立第二中学校 [ ] が、自宅の近隣住宅に迷惑行為（釘のまき散らし）をした件について  
懲戒処分 減給10分の1（1か月）

[案件2]

[案件3] 寝屋川市立中央図書館 [ ] が、勤務時間中の言動により、職場内の秩序を乱したことについて  
・寝屋川市立中央図書館 [ ]  
懲戒処分 戒告

[REDACTED]

[案件 4]

[REDACTED]

[REDACTED]

[案件 5]

[REDACTED]

[案件 6]

[REDACTED]

議案第41号

職員の懲戒処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第6号の規定により、別紙のとおり懲戒処分を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和3年12月27日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫



# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第29条第1項各号の規定により懲戒処分として戒告する

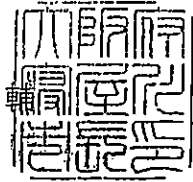
令和3年12月28日

寝屋川市教育委員会

令和 3 年 12 月 24 日

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



職員の懲戒等処分について

職員の処分に関し、寝屋川市職員人事審査委員会に付議したところ、同委員会から、当該審査の結果に基づき、下記のように報告があったので、その旨を報告します。

記

次のように処分することが適当である。

- (1) 懲戒処分 戒告

寝屋川市立中央図書館 [redacted]

- (2) [redacted]  
[redacted]  
[redacted]

- (3) [redacted]  
[redacted]  
[redacted]

[処分の理由]

自身の感情をコントロールすることができず、複数回にわたり大声や暴言を発したり、上司に対して軽蔑するような発言をしたり、上臈者を



呼び捨てにするといった行為は、勤続 10 年を超える社会人としてあるまじき行為である。

また、その上司である中央図書館長及び社会教育部長についても、管理監督者として講ずべき措置が不十分であったと言わざるを得ない。

このことは、職場内の信頼関係を壊すとともに、公務の円滑な遂行に著しい支障をきたすものである。

# 報 告 書

令和 3 年 12 月 22 日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市職員人事審査委員会  
委員 長 市川 克美

職員の処分に関し、当審査委員会が令和 3 年 12 月 22 日に会議を開き審査した結果は、下記のとおりです。

## 記

次のように処分することが適当である。

[案件 1] 寝屋川市立第二中学校 [REDACTED] が、自宅の近隣住宅に迷惑行為（釘のまき散らし）をした件について  
懲戒処分 減給 10 分の 1（1 か月）

[案件 2]

[REDACTED]

[案件 3] 寝屋川市立中央図書館 [REDACTED] が、勤務時間中の言動により、職場内の秩序を乱したことについて  
・寝屋川市立中央図書館 [REDACTED]  
懲戒処分 戒告

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[案件 4]

[REDACTED]

[REDACTED]

[案件 5]

[REDACTED]

[案件 6]

[REDACTED]